

令和8年6月2日開会
第2回定例会

議 案

川 根 本 町 議 会

議 案 目 録

- 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について ・ P. 1
- 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について ・ P. 2
- 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について ・ P. 3～4
(令和7年度川根本町一般会計予算)
- 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について ・ P. 5～8
(川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について)
- 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について ・ P. 9～14
(川根本町税条例の一部を改正する条例について)
- 議案第 29 号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正
する条例について ・ P. 15
- 議案第 30 号 工事請負契約の締結について ・ P. 16
- 議案第 31 号 工事請負契約の締結について ・ P. 17
- 議案第 32 号 令和8年度川根本町一般会計補正予算(第1号) ・ P. 18～21

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 川根本町元藤川41番地

氏 名 森 下 紹 子

生年月日 昭和32年9月25日

令和8年6月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 川根本町千頭776番地の1

氏 名 平 松 敏 浩

生年月日 昭和40年2月17日

令和8年6月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

報告第1号

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定による令和7年度川根本町一般会計予算繰越明許費について、別紙のとおり繰り越しをしたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

令和7年度川根本町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越限度額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入 特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業 現金給付事業	61,820,000	61,820,000		61,820,000			
		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業 防犯カメラ設置助成事業	3,000,000	3,000,000		3,000,000			
	7 戸籍住民基本台帳費	戸籍附票システム改修業務委託	1,900,000	1,900,000		1,900,000			
3 民生費	2 児童福祉費	物価高騰対応子育て応援手当支給補助金事業 現金給付事業	19,100,000	1,000,000		500,000			500,000
6 農林水産費	2 林業費	県単独治山(補助)事業 文沢(金久保)流路工整備	23,036,000	22,950,000		14,764,000	8,100,000		86,000
		八中地区(はしん沢)治山工事	20,000,000	10,620,000			10,600,000		20,000
7 商工費	1 商工費	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業 第8弾プレミアム付商品券事業	32,790,000	32,790,000		32,790,000			
		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業 電子クーポン(LINE)事業	17,000,000	17,000,000		12,380,000			4,620,000
8 土木費	1 土木管理費	元青部小学校周辺土地整備事業	1,800,000	1,665,000					1,665,000
	2 道路橋りょう費	町道地名中央線改良工事に伴う用地測量・調査業務委託	8,283,000	8,283,000			8,200,000		83,000
		電源立地地域対策交付金事業 町道梅高中央線水路改修工事	10,590,000	10,590,000		10,590,000			
		町道坂京線改良工事に伴う測量設計業務委託	5,810,000	5,810,000			5,800,000		10,000
		道路メンテナンス補助事業 町道上長尾田野口停車場線中徳橋下部工修繕工事	20,620,000	20,620,000		12,158,000	8,400,000		62,000
10 教育費	2 義務教育学校費	三ツ星学園トイレ改修工事	6,214,000	6,214,000			6,000,000	214,000	
合 計			231,963,000	204,262,000		149,902,000	47,100,000		7,260,000

令和8年6月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

承認第 2 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

川根本町長 菌田 靖邦

専決第 2 号

専決処分書

川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

川根本町長 菌田 靖邦

川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

川根本町長 藺 田 靖 邦

川根本町条例第10号

川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川根本町国民健康保険税条例（平成 18 年川根本町条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「法第 703 条の 4 に規定する額」を「67 万円」に、「その額」を「67 万円」に改め、同条第 5 項中「18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日以後である被保険者（以下「18 歳以上被保険者」という。）」を「18 歳以上被保険者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）」に改め、同項ただし書中「当該合算額」を「加算後の額」に、「法第 703 条の 4 に規定する額」を「3 万円」に、「その額」を「3 万円」に改める。

第 3 条第 1 項中「所得割額は」を「所得割額は、」に、「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 23 条第 1 項各号列記以外の部分中「ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第 703 条の 4 に規定する額を超える場合には、その額）」を「ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 67 万円を超える場合には、67 万円）」に、「カ及びキに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第 703 条の 4 に規定する額を超える場合には、その額）」を「カ及びキに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 3 万円を超える場合には、3 万円）」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「課する所得割額及び被保険者均等割額」を「課する所得割額並びに被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額」に改め、「減額後の被保険者均等割額」の次に「及び 18 歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第 1 号中「第 24 条の 30 の 5」を「第 24 条の 30 の 6」に改め、同条第 4 項中「国民健康保険税の納税義務者の世帯」を「国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内」に、「属する場合」を「ある場合」に、「第 1 項、第 2 項又は前項」を「当該納税義務者の世帯に属する 18 歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前 3 項）に、「。以下この項にお

いて同じ。」を「)に限る。」に、「納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した」を「被保険者均等割額から当該」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の川根本町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和8年6月2日提出

川根本町長 菌田 靖邦

専決第 3 号

専決処分書

川根本町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

川根本町長 菌田 靖邦

川根本町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

川根本町長 藺田靖邦

川根本町条例第11号

川根本町税条例の一部を改正する条例

川根本町税条例（平成17年川根本町条例第77号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「して行う」を「し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項中「3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって」を「軽自動車等に対し、その所有者に」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項の規定にかかわらず、その使用者に」を「、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項中「軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を「買主を」に改め、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の

種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の川根本町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条ただし書に定める規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税

の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第29号

川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

川根本町消防団員等公務災害補償条例（平成17年川根本町条例第150号）の一部を次のように改正する。

第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川根本町消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた川根本町消防団員公務災害補償条例第4条第7項に規定する葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

（補償の内払）

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間においてこの条例による改正前の川根本町消防団員等公務災害補償条例第18条の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

議案第30号

工事請負契約の締結について

令和8年5月14日指名競争入札に付した令和8年度 農山漁村地域整備交付金事業 農道八中線改良工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び川根本町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年川根本町条例第55号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和8年度 農山漁村地域整備交付金事業
農道八中線改良工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 75,460,000円
- 4 契約の相手方 静岡県榛原郡川根本町元藤川373番地の3
株式会社 梶山組
代表取締役 梶山 基

令和8年6月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

議案第31号

工事請負契約の締結について

令和8年5月14日指名競争入札に付した令和8年度 町単独事業 川根本町立三ツ星学園第1体育館空調及び受変電設備設置工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び川根本町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年川根本町条例第55号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和8年度 町単独事業
川根本町立三ツ星学園第1体育館空調及び受変電設備
設置工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 78,100,000円
- 4 契約の相手方 静岡県焼津市三ヶ名1800番地の1
青島冷凍工業 株式会社
代表取締役 青島 康一郎

令和8年6月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

議案第32号

令和8年度 川根本町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度川根本町一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,005,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年6月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		100,000	1,700	101,700
	1 繰越金	100,000	1,700	101,700
21 町債		821,800	106,900	928,700
	1 町債	821,800	106,900	928,700
歳 入 合 計		6,897,000	108,600	7,005,600

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 商工費		360,277	1,700	361,977
	1 商工費	360,277	1,700	361,977
8 土木費		215,073	106,900	321,973
	2 道路橋りょう費	113,794	106,900	220,694
歳 出 合 計		6,897,000	108,600	7,005,600

第 2 表

地 方 債 補 正

(補 正)

起債の目的	補正前限度額 千円	補正後限度額 千円
過疎対策事業債	561,500	668,400